平成２２年（フ）第７２７号
兵庫県西宮市結善町４番26―303号、前住所兵庫県西宮市老松町８番12号
債務者　岸　　和代
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８７号
兵庫県芦屋市呉川町１番３―505号
債務者　森嶋　梓紗
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７８号
山口県山口市下小鯖1171番地214、申立時住所山口県周南市栗屋開作南773―３
債務者　椋代高子こと　金　　高子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１８２号
山口県周南市羽島２丁目12番３―101号
債務者　奥田　知子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１８５号
山口県周南市大字久米1088番地の１　市営高田住宅303号
債務者　吉永　秋子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１９１号
山口県周南市遠石１丁目４番62―310号
債務者　藤川　和生
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３５号
徳島県美馬市穴吹町穴吹字西成戸145番地成戸団地２―２
債務者　村上　伸一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第３６号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出80番地２
債務者　金子　富美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第７５８号
北九州市小倉北区片野５丁目１番10―501号
債務者　花田　秀之
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９６０号
北九州市八幡西区南王子町２番33―210号
債務者　西森　城生
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９７４号
北九州市若松区西園町８番30号
債務者　河淵　慶子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１００２号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地13番202号
債務者　池永九州王
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１００９号
北九州市若松区古前１丁目15番３号
債務者　榊原　鈴子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０３９号
北九州市八幡東区日の出２丁目13番７―201号
債務者　森永　広美
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０４０号
北九州市八幡西区陣原５丁目１番４号
債務者　本田　マヤ
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０５２号
北九州市門司区大里戸ノ上３丁目９番５号
債務者　加耒満留子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０５６号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南３丁目20番３号
債務者　溝口　叔宏
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５０３号
熊本市八島１丁目１番33号―101号
債務者　木村　貴志
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部